

○ふくおか県央環境広域施設組合長の職務を代理する副組合長の順序を定める規則

〔平成31年4月1日〕
規則第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第1項の規定に基づき、組合長に事故があるとき、又は欠けたときに組合長の職務を代理する副組合長の順序を次のように定める。

- (1) 第1順位 副組合長 嘉麻市長の職にある者
- (2) 第2順位 副組合長 桂川町長の職にある者
- (3) 第3順位 副組合長 小竹町長の職にある者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。